

● 営業距離について

営業距離とは

営業距離とは基本料金を決めるために当社が定めた入口、出口間の距離をいいます。

※営業距離は実際の走行上の距離とは異なります。

※入口と出口の組み合わせについては、地理上は近傍であっても、道路構造上の理由等により進行方向の出口が利用できない場合があります。このため、入口と近傍の出口を結んだ距離が営業距離とはならないことがあります。

経路選択について

出発地(阪神高速の利用を開始する地点)から到着地(阪神高速の利用を終了する地点)までの区間を結ぶ経路が複数存在する場合は、お客さまの実走行経路にかかわらず、最短経路の距離を営業距離とします(乗り継ぎの場合を除く)。

なお、往復で経路が異なる場合は、往路または復路のうち、最短となる経路の距離を営業距離とします(環状線発着の場合を除く)。